

資料編

地方公営企業について

地方公営企業法第2条の規定に基づき、地方公共団体が経営する企業に地方公営企業法が適用されます。地方公営企業法第2条第2項では、病院事業について地方公営企業法の一部、「財務規定」を適用するとされています。また、地方公営企業法第2条第3項の規定においては、地方公営企業法第2条第1項及び第2項に規定する事業、地方自治法284条第1項に基づく一部事務組合及び広域連合に対する企業に、地方公営企業法の全部または一部を適用することができます。

三浦市立病院は、昭和27年6月「三崎町国民健康保険直営病院」として開設され、昭和30年1月「三浦市国民健康保険直営病院」、昭和39年4月「国民健康保険三浦市立病院」と改称、昭和42年4月「三浦市立病院」に改称と同時に、地方公営企業法の財務規定を適用し、今日まで経営してまいりました。

三浦市立病院の診療圏は、基本的には人口約50,000人の三浦市民を対象としております。三方を海に囲まれた三浦市は、唯一の陸続きは横須賀市と市境で接するのみですが、隣接する横須賀市には横須賀市立市民病院が、三浦市立病院と診療圏を重ねるように位置しており、三浦市北部に住まわれる三浦市民は、どちらも総合病院として比較対象となっていることが現実的な問題と言えます。

しかし、三浦市にとって大切なのは、三浦半島の先端という半島性の地形のデメリットの中で、三浦市民の生命と健康を守る「地域医療」をどうやって作り築いていくかという使命です。三浦市が開設する「三浦市立病院」は、その使命を受け地域医療を確保するために公設公営を堅持して、公立病院としての持つべき機能を維持しつつ独立採算性を重視して、三浦市本体に余分な財政的な負担を生ませない病院経営の体質を作り上げていくことが急務となっています。

三浦市立病院は、平成17年度決算から不良債務が発生し、平成18年度決算及び平成19年度決算においても不良債務が累積してまいりました。ここ数年における地方自治体の話題では、北海道夕張市における財政破綻が大きなニュースとなり、こうした地方自治体の財政力を計る尺度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(通称:財政健全化法)」が平成19年6月22日に公布され、平成20年4月1日から一部が施行されておりますが、これにより地方公共団体は、平成19年度決算から資金不足率等について公表することが義務付けられました。そして、平成19年度三浦市病院事業会計決算では、資金不足率が基準の20%を超えたため、三浦市立病院単体での経営健全化計画を求められております。

平成20年4月1日には、事務長を病院経営に精通した民間人から登用し、三浦市立病院の経営状態、運営状態の分析を進めながら、民間的発想をもって三浦市立病院経営改革に取り組んでいます。そして、「三浦市立病院改革プラン」においては、三浦市立病院内における経営の効率化の視点から、支出抑制、経営の健全化、増収対策、再編・ネットワーク、経営形態の見直しを検討し、経営健全化の将来計画を作成させていただきました。

そこで、改革プラン等の作成過程において、病院長・事務長の采配のもと、様々な方面からの意見を参考としつつ様々な視点での検討を重ねた結果、三浦市立病院は、公設公営の地方自治体病院が経営する体質を維持しつつ、より一層経営改革を進めることができる「地方公営企業法の全部適用」を目指すこととして、三浦市立病院経営改革を進めてまいることとしました。三浦市民の皆様にとって一番大切な地域医療の提供体制となる三浦市立病院の診療体制は、しっかりと守り、さらなる利便性を目指してまいります。全部適用のメリットについて、おわかりにくいものと考え、地方公営企業法及び全部適用の先進病院を視察・調査した結果を、資料編においてお知らせいたします。

地方公営企業法

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(地方公営企業の設置)

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

(地方公営企業に関する法令等の制定及び施行)

第5条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。

(国の配慮)

第5条の2 国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。

(地方自治法等の特例)

第6条 この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

第2章 組織

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業

について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 管理者は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 管理者は、第2項各号の1に該当するに至ったときは、その職を失う。

11 地方自治法第159条、第165条第2項及び第180条の5第6項から第8項まで並びに地方公務員法第30条から第37条まで及び第38条第1項の規定は、管理者について準用する。

（管理者の地位及び権限）

第8条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 予算を調製すること。

二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。

三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。

四 地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すること。

2 第7条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

（管理者の担任する事務）

第9条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。

一 その権限に属する事務を分掌させるため必要な分課を設けること。

二 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関する事項を掌理すること。

三 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

四 予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

五 決算を調製し、地方公共団体の長に提出すること。

- 六 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
- 七 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 八 契約を結ぶこと。
- 九 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。
- 十 予算内の支出をするため一時の借入をすること。
- 十一 出納その他の会計事務を行うこと。
- 十二 証書及び公文書類を保管すること。
- 十三 労働協約を結ぶこと。
- 十四 当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。
- 十五 前各号に掲げるものを除く外、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則によりその権限に属する事項

(企業管理規程)

第10条 管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。

第11条 削除

第12条 削除

(代理及び委任)

第13条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者が当該地方公共団体の長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行う。

2 管理者は、その権限に属する事務の一部を第十五条の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。

(事務の委任)

第13条の2 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。

(事務処理のための組織)

第14条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

(補助職員)

第15条 管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「企業職員」という。）は、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

2 企業職員は、管理者が指揮監督する。

(管理者と地方公共団体の長との関係)

第16条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。

第3章 財務

(特別会計)

第17条 地方公営企業の経理は、第2条第1項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を2以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることができる。

(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

(出資)

第18条 地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

(長期貸付け)

第18条の2 地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

(事業年度)

第19条 地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。

(計理の方法)

第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(企業債についての配慮)

第22条 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債(以下「企業債」という。)の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(償還期限を定めない企業債)

第23条 地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができる。この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

(予算)

第24条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基づいて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

3 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(予算に関する説明書)

第25条 地方公共団体の長は、地方公営企業の予算を議会に提出する場合においては、当該地方公営企業の管理者が作成した政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(出納)

第27条 地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行う。ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。

(公金の収納等の監査)

第27条の2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

2 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

(企業出納員及び現金取扱員)

第28条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。ただし、現金取扱員は、置かないことができる。

2 企業出納員及び現金取扱員は、企業職員のうちから、管理者が命ずる。

3 企業出納員は、管理者の命を受けて、出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、上司の命を受けて、企業管理規程で定めた額を限度として当該地方公営企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

(一時借入金)

第29条 管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。

3 前項但書の規定により借り換えた借入金は、1年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもつてこれを償還するようなことをしてはならない。

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(計理状況の報告)

第31条 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(剰余金)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

3 第1項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。

4 第1項の利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。

5 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

(欠損の処理)

第32条の2 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

(資産の取得、管理及び処分)

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

(公金の徴収又は収納の委託)

第33条の2 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

(職員の賠償責任)

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第10項中「処分不服がある者は」とあるのは「処分不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができる」と、同条第12項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

(財務規定等が適用される場合の管理者の権限)

第34条の2 第2条第2項又は第3項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。

(政令への委任)

第35条 この章に定めるものを除く外、地方公営企業の財務に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 職員の身分取扱

(職員の労働関係の特例)

第36条 企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の定めるところによる。

(職階制)

第37条 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 前項の職階制においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

(給与)

第38条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に相応するものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(他の法律の適用除外等)

第39条 企業職員については、地方公務員法第5条、第8条（第1項第6号、第3項及び第5項を除く。）、第14条第2項、第23条から第26条の3まで、第26条の5第3項、第37条、第39条第4項、第40条第2項、第46条から第49条まで、第52条から第56条まで及び第58条（同条第三項中労働基準法第14条第2項及び第3項に係る部分並びに同法第75条から第88条まで及び船員法第89条から第96条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第4条第2項、第7条、第8条、

第14条、第15条及び第19条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第6条並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定は、適用しない。

- 2 企業職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第36条の規定は、適用しない。
- 3 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項及び第17条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間から当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に8分の5を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第17条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条及び前条」とする。
- 4 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項の規定の適用については、同項中「承認（第2号にあっては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第1号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第2号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあっては、同法第61条第7項の規定により読み替えて準用する同条第5項の規定による承認）」と、同項第3号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

第5章 一部事務組合及び広域連合に関する特例

（組織に関する特例）

- 第39条の2 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団という。）の管理者の名称は、企業長とする。
- 2 企業団には、第7条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。
 - 3 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。
 - 4 第7条の2第2項及び第4項から第10項まで、地方自治法第180条の5第6項から第8項まで並びに地方公務員法第34条の規定は、企業長について準用する。この場合において、第7条の2第7項及び第8項中「地方公共団体の長は」とあるのは、前項に規定する方法により選任される企業長について準用する場合にあっては「企業団を組織する地方公共団体の長は、共同して」と、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合にあっては「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替えるものとする。
 - 5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。
 - 6 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
 - 7 企業団の議会の議員の定数は、15人をこえることができない。ただし、その経営する事業が大規模である企業団にあっては、その事業規模に応じて政令で定める基準により、30人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができる。
 - 8 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（これを広域連合企業団という。）に対する第7条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。
 - 9 企業団又は広域連合企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必要な事項は、政令で定める。

（財務に関する特例）

第39条の3 企業団又は広域連合企業団においては、地方公営企業の財務以外の財務についても、第17条から第35条まで及び附則第2項の規定を適用する。

2 第17条の2から第18条の2までの規定は、企業団又は広域連合企業団を組織する地方公共団体の当該企業団又は広域連合企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

3 前2項の規定は、第2条第2項又は第3項の規定により財務規定等が適用される企業の経営に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合に準用する。

第6章 雑則

(地方自治法の適用除外)

第40条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、96条第1項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

(業務の状況の公表)

第40条の2 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも2回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第243条の3第1項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

(助言等)

第40条の3 総務大臣は、地方公営企業が第3条に規定する基本原則に合致して経営されるように、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合においては、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の経営に関する事項について報告を求めることができる。

(国と地方公営企業を経営する地方公共団体等との関係)

第41条 地方公営企業の経営に関し、地方公共団体相互の間で協議がととのわない場合において、関係地方公共団体の申出があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができる。

(地方公共企業体)

第42条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を経営するための地方公共企業体を設けることができる。

第7章 財政の再建

(財政再建計画の策定等)

第43条 この法律を適用している水道事業、工業用水道事業(その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第49条において同じ。)、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和41年3月31日(同年4月1日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額を超える場合において、その超える額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年4月1日においてこの法律を適用していなかった事業にあつては、昭和40年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和40年度の赤字企業」と総称する。)について、この章の規定によつて財政の再建を行おうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日まで

に自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日（以下「指定日」という。）現在により、当該企業の財政の再建に関する計画（以下「財政再建計画」という。）を定めなければならない。

- 2 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね7年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。
 - 一 財政の再建の基本方針
 - 二 各年度において解消する不良債務
 - 三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置
 - 四 第四十五条の規定による企業債の各年度ごとの償還額
- 3 第1項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。
 - 一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
 - 二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額
(財政再建計画の承認)

第44条 財政再建計画は、昭和四十年年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

- 2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。
- 3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要が生じた場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得ないとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第1項の自治大臣の承認を得なければならない。
- 4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。
- 5 再建企業（地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和40年度の赤字企業をいう。以下同じ。）の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。
(財政再建債)

第45条 財政再建団体は、昭和41年3月31日（同年4月1日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日）における不良債務又は昭和40年度の実質赤字（第43条第3項に規定する実質赤字をいう。第49条において同じ。）の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため並びに前条第1項の規定による財政再建計画の承認のあつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起こすことができる。
(財政再建債の償還)

第46条 前条の企業債（以下「財政再建債」という。）は、指定日の属する年度の翌年度以降おおむね7年度以内（同条の退職手当の財源に充てるため起こした財政再建債にあつては、その起こした日の属する年度の翌年度以降3年度以内）に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。
(財政再建債の利子補給)

第47条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年3分5厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年4分5厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年3分5厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

(企業債の償還繰延べ等)

第48条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第49条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和41年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第43条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行うことを申し出ることができる。この場合において、同項中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」として、同項の規定の例による。

2 第43条第2項(第4号を除く。)及び第44条(第2項及び第3項を除く。)の規定は、前項の規定によりその例によることとされた第43条第1項の規定により財政の再建を行うことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。この場合において、第44条第1項中「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治大臣は」とあるのは「総務大臣は」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第4項中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体(財政再建計画について同意を得た地方公共団体をいう。)」と、同条第5項中「再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和40年度の赤字企業をいう。以下同じ。)」とあるのは「準用再建企業(地方公共団体が財政再建計画について同意を得た赤字の企業をいう。以下この項において同じ。)」と、「再建企業の業務」とあるのは「準用再建企業の業務」と読み替えるものとする。

3 第44条第1項及び第3項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により財政再建計画について同意を得た準用財政再建団体が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。この場合において、同項中「昭和40年度の赤字企業」とあるのは「第49条第2項において準用する第5項に規定する準用再建企業」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治大臣は」とあるのは「総務大臣は」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第3項中「自治大臣の承認を得る」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意を得る」と、「財政再建団体」とあるのは「第49条第2項において準用する次項に規定する準用財政再建団体」と、「前項において準用する第1項の自治大臣の承認」とあるのは「第49条第3項において準用する第1項の規定により総務大臣に協議し、その同意」と読み替えるものとする。

4 総務大臣は、第2項において準用する第44条第1項又は前項において準用する第44条第1項若しくは第3項の規定により財政再建計画又はその変更に同意しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法 の準用)

第50条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)第4条、第5条第2項、第6条、第7条、第11条、第18条及び第19条の規定は、赤字の企業の財政の再建について準用する。この場合において、同法第4条中「財政再建団体は」とあるのは「地方公営企業法第43条第1項の財政再建計画(以下「財政再建計画」という。)について同意を得た地方公共団体(以下「準用財政再建団体」という。)は」と、「の承認があつた」とあるのは「について同意を得た」と、「財政再建団体が自治大臣の承認を」とあるのは「準用財政再建団体が総務大臣の同意を」と、同法第5条第2項中「自治庁長官」とあるのは「総務大臣」と、「を承認した」とあるのは「に同意した」と、同法第6条中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、同法第7条中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、同法第11条第1項中「昭和29年度の赤字団体の」とあるのは「地方公営企業法第49条第1項の赤字の企業(以下「赤字の企業」という。)のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体の」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「当該昭和29年度の赤字団体」とあるのは「当該赤字の企業のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「第2

条第1項」とあるのは「地方公営企業法第49条第1項の規定によりその例によることとされた同法第43条第1項」と、「第3条第1項」とあるのは「地方公営企業法第49条第2項において準用する同法第44条第1項」と、「第3条第4項」とあるのは「地方公営企業法第49条第3項において準用する同法第44条第1項」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣の同意」と、同条第2項中「昭和29年度の赤字団体の」とあるのは「赤字の企業のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体の」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「当該昭和29年度の赤字団体」とあるのは「当該赤字の企業のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「第2条第1項」とあるのは「地方公営企業法第49条第1項の規定によりその例によることとされた同法第43条第1項」と、「第3条第1項」とあるのは「地方公営企業法第49条第2項において準用する同法第44条第1項」と、「第3条第4項」とあるのは「地方公営企業法第49条第3項において準用する同法第44条第1項」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣の同意」と、同法第18条中「昭和29年度の赤字団体」とあるのは「赤字の企業のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、同法第19条中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第51条 この章に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して6月をこえない範囲内で政令で定める。
(資産の再評価)
- 2 地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。
(政令への委任)
- 3 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和30年8月26日法律第178号)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第32条の規定は、昭和30年度の決算から適用する。この場合においては、昭和29年度以前において改正前の第32条第1項の規定により積み立てた利益準備金は、政令で定めるところにより、改正後の第32条第1項に規定する減債積立金又は利益積立金として積み立てられたものとする。

附 則 (昭和35年4月30日法律第70号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法第2条の改正規定及び同法第34条の次に1条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和36年4月1日から施行する。
(政令への委任)
- 3 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和35年6月30日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則 (昭和36年5月22日法律第91号)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 2 改正後の地方公営企業法第39条の3第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和37年度の事業年度から適用する。

附 則 (昭和38年6月8日法律第99号) 抄

(施行期日及び適用区分)

第1条 この法律中目次の改正規定(第3編第4章の次に1章を加える部分に限る。)、第1条の2の改正規定、第2条第3項第8号の改正規定、第263条の2の次に1条を加える改正規定、第3編第4章の次に1章を加える改正規定、附則第20条の2の次に1条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第15条から附則第18条まで、附則第24条(地方開発事業団に関する部分に限る。)、附則第25条(地方開発事業団に関する部分に限る。)及び附則第35条の規定(以下「財務以外の改正規定等」という。)は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第4条、附則第5条第1項、第2項及び第4項、附則第6条第1項並びに附則第8条の規定(以下「予算関係の改正規定」という。)は昭和39年1月1日から、その他の改正規定並びに附則第2条、附則第3条、附則第5条第3項、附則第6条第2項及び第3項、附則第7条、附則第9条から附則第14条まで、附則第19条から附則第23条まで、附則第24条(地方開発事業団に関する部分を除く。)、附則第25条(地方開発事業団に関する部分を除く。)並びに附則第26条から附則第34条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年6月24日法律第112号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律の規定中第13条の次に1条を加える改正規定及び第28条の改正規定並びに附則第2項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和39年4月1日から施行する。ただし、この法律による改正後の第17条から第18条の2まで及び第30条第2項から第5項までの規定は、昭和39年度の事業年度の予算及び決算から適用する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和40年5月18日法律第70号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して90日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和41年7月5日法律第120号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 地方公営企業法(以下この条において「法」という。)目次及び第一条の改正規定、法第5条の次に1条を加える改正規定、法律22条の次に1条を加える改正規定、法本則に1章を加える改正規定、法附則に係る改正規定並びに附則第2条、第11条及び第17条の規定この法律の公布の日

二 法第2条第4項中に加える改正規定、法第四条及び第6条の改正規定、法第2章から第6章までに係る改正規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条から第10条まで、第14条、第15条及び第16条の規定 昭和42年1月1日

三 法第2条の改正規定（第4項中に加える改正規定を除く。）、法第7条第1項第3文の改正規定、法第17条の2から第18条の2までに係る改正規定、法第30条、第34条の2並びに第39条の3第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3条、第12条及び第13条の規定 昭和42年4月1日

（適用区分等）

第2条 改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第17条の規定は、昭和42年度の予算及び決算から適用し、前条第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法（以下「旧法」という。）第17条ただし書の規定により設けられている特別会計については、昭和41年度に限り、なお従前の例による。

2 新法の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和42年度の予算及び決算から適用し、昭和41年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

3 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する新法第33条第2項の規定の適用については、同項中「予算で定め」とあるのは、「議会の議決を経」とする。

4 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間における地方公営企業法第39条の3第2項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは、「企業団」とする。

（新法の新規適用に関する特例等）

第3条 新法第2条第1項又は第2項の規定により新法の規定又は財務規定等の適用を受けることとなる水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業若しくはガス事業（以下「水道事業等」という。）又は病院事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ20人未満又は100人未満のものを経営する地方公共団体は、条例（地方自治法（昭和22年法律67号）第284条第1項の規定による一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）にあつては、規約。以下この条において同じ。）で定める場合には、新法第2条第1項又は第2項の規定にかかわらず、昭和43年3月31日までの間は、当該事業に新法の規定又は財務規定等を適用しないことができる。

2 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際旧法第2条第3項の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業（病院事業を除く。）については、引き続き新法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。ただし、条例で定めるところにより同項に規定する財務規定等を適用しないことができる。

3 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際旧法第2条第4項の規定に基づく地方公共団体の経営する事業に旧法の全部又は一部を適用する条例（旧法第17条の2の規定を適用する条例を除く。）で現に効力を有するものは、政令で定めるところにより、新法第2条第3項の規定に基づく条例とみなす。

4 地方公共団体は、当分の間、新法第2条第2項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その経営する病院事業に同法第17条の2及び第17条の3の規定を適用しないことができる。

（出納を取り扱う金融機関に関する経過措置）

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に旧法第27条第1項の規定に基づき地方公営企業の業務に係る現金の出納事務を取り扱っている金融機関は、新法第27条の規定により管理者が指定した金融機関とみなす。

（資産の取得及び処分に関する経過措置）

第5条 昭和42年4月1日前に地方自治法第96条第1項第6号若しくは第7号又は附則第2条第3項の規定により適用される新法第33条第2項の規定に基づきその取得又は処分について議会の議決を経ている資産で昭和42年3月31日までに取得又は処分が終わらなかつたものと

きは、管理者は、昭和42年度に限り、同項の規定にかかわらず、当該議決に基づき、当該資産の取得又は処分をすることができる。

(契約に関する経過措置)

第6条 昭和42年1月1日前行なわれた公告又は申込みに係る契約の手続については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第7条 昭和42年1月1日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給料に関する経過措置)

第8条 地方公共団体は、新法第38条の適用にあつては、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に地方公営企業に従事する職員の受ける給料に著しい変動を生ずることがないように、適切な考慮を払わなければならない。

(地方公共団体の長の指定する職に関する経過措置)

第9条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に旧法第37条第1項の規定に基づき地方公共団体の長が定めている職は、新法第39条第2項の規定に基づき地方公共団体の長が定めた職とみなす。

(企業団に関する経過措置等)

第10条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存在する水道事業等又は地方公営企業法の規定の全部を適用しているその他の事業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合について新法第39条の2の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の管理者は、昭和44年12月31日(当該管理者の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日)までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することができる。

2 前項の一部事務組合について新法第39条の2の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和44年12月31日(当該監査委員の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日)までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同条第五項に規定する規約で定める定数をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該数をもつて当該企業団の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

(政令への委任)

第11条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和42年8月1日法律第121号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和42年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (昭和45年3月12日法律第2号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に改正前の地方公営企業法の一部を改正する法律附則第10条第3項の規定の適用を受けている企業団については、改正後の地方公営企業法第39条の2第7項の規定にかかわらず、昭和45年12月31日までの間、この法律の施行の際における当該企業団の規約で定める議会の議員の定数をもつて当該企業団の議会の議員の定数とすることができる。

附 則 (昭和49年6月1日法律第71号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月11日法律第62号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年5月30日法律第75号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月4日法律第93号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、昭和62年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第42条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成3年4月2日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この法律の施行の際現に在職する地方公営企業法第39条の2第1項に規定する企業団の監査委員は、その任期が満了するまでの間、前条の規定による改正後の地方公営企業法第39条の2第6項の規定により選任された監査委員とみなす。

(政令への委任)

第13条 附則第2条及び第10条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

附 則 (平成3年12月24日法律第110号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月29日法律第49号) 抄
(施行期日)

1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成6年法律第48号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日法律第52号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月4日法律第67号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第75条第4項、第195条第2項、第196条第2項、第199条、第200条第2項、第4項及び第5項、第233条第4項、第241条第6項、第242条第6項並びに第243条の2第5項の改正規定並びに次条第1項及び第2項、附則第3条並びに第4条の規定 平成10年4月1日

附 則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。)、第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。))並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日
(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第154条 施行日前に第465条の規定による改正前の地方公営企業法第49条第2項において準用する同法第44条第1項、同法第49条第2項において準用する同法第44条第2項において準用する同条第1項若しくは同法第49条第2項において準用する同法第44条第3項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第465条の規定による改正後の地方公営企業法第49条第2項において準用する同法第44条第1項、同法第49条第3項において準用する同法第44条第1項又は同法第49条第3項において準用する同法第44条第3項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(共済組合に関する経過措置等)

第158条 施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付(これに相当する給付で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)のうち、その給付事由が施行日前に生じた長期給付で政令で定めるものに係る地方公務員等共済組合法第3条第1項第1号に規定する地方職員共済組合(以下この条において「地方職員共済組合」という。)の権利義務は、政令で定めるところにより、施行日において国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会(以下この条において「国の連合会」という。)が承継するものとする。施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付のうち、その給付事由が施行日以後に生ずる長期給付で政令で定めるものに係る地方職員共済組合の権利義務についても、同様とする。

2 地方職員共済組合は、附則第71条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となる者及び附則第123条の規定により相当の都道府県労働局の職員となる者並びに前項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国の連合会に承継されることとなる者に係る積立金に相当する金額を、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法第3条第

2項の規定に基づき同項第4号ロに規定する職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下「厚生省社会保険関係共済組合」という。）若しくは同条第1項の規定に基づき労働省の職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下この条において「労働省共済組合」という。）又は国の連合会に移換しなければならない。この場合において、地方公務員等共済組合法第143条第3項の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において地方公務員等共済組合法第144条の2第1項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされていた者（施行日前に退職し、施行日の前日以後同項前段の規定による申出をすることにより同項後段の規定により引き続き地方職員共済組合の組合員であるものとみなされることとなる者を含む。）のうち、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者は、施行日において、当該資格を喪失し、国家公務員共済組合法第126条の5第1項後段の規定によりそれぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であるものとみなされる者となるものとする。この場合において、同条第5項第1号及び第1号の2中「任意継続組合員となつた」とあるのは、「地方公務員等共済組合法第144条の2第1項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされる者となつた」とする。

4 施行日前に地方職員共済組合の組合員であつて、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であつたものについては、施行日以後は、地方公務員等共済組合法附則第18条第1項の規定を適用せず、これらの者にあつては、政令で定めるところにより、それぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であつた者とみなして、国家公務員共済組合法附則第12条第1項の規定を適用する。

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行

日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立つて、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年7月22日法律第107号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月25日法律第141号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月8日法律第151号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第三条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成12年4月26日法律第51号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成14年3月30日法律第4号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成15年7月4日法律第104号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成15年7月16日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成16年6月9日法律第85号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第1条中地方公務員法第8条の改正規定、同法第14条に1項を加える改正規定、同法第39条の改正規定、同法第58条の次に1条を加える改正規定及び同法第61条の改正規定並びに附則第3条中地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第1項の改正規定(「第26条」を「第26条の3」に改める部分を除く。)並びに附則第8条中地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第53条第1項の改正規定(「第26条」を「第26条の3」に改める部分を除く。)及び同条第3項の改正規定 平成17年4月1日

附 則 (平成17年10月21日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第117条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第38条の8(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第70条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第27条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第8条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第39条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第70条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第42条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第71条及び第72条(第15号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第2条第2項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第104条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日法律第8号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月7日法律第53号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第96条第1項の改正規定、第100条の次に1条を加える改正規定並びに第101条、第102条第4項及び第5項、第109条、第109条の2、第110条、第121条、第123条、第130条第3項、第138条、第179条第1項、第207条、第225条、第231条の2、第234条第3項及び第5項、第237条第3項、第238条第1項、第238条の2第2項、第238条の4、第238条の5、第263条の3並びに第314条第1項の改正規定並びに附則第22条及び第32条の規定、附則第37条中地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の改正規定、附則第47条中旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の29の改正規定並びに附則第51条中市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第47条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第38条 前条の規定による改正後の地方公営企業法第34条の2の規定の適用については、附則第3条第1項の規定により出納長又は収入役として在職するものとされた者は、同法第34条の2に規定する会計管理者とみなす。

附 則 (平成19年5月16日法律第44号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成19年5月16日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成19年6月22日法律第94号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。
(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の地方公営企業法第49条第1項の規定によりその例によることとされた同法第43条第1項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団体が第23条の規定により当該財政再建計画に係る公営企業について経営健全化計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月5日法律第128号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成20年12月26日法律第94号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。

地方公営企業法全部適用運営団体の視察調査結果一覧（平成21年2月9日視察）

No.1

	長崎県病院局	公立八女総合病院企業団
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・大村病院 (306床) → 精神医療センター (141床) ・多良見病院 (170床) → 民間委譲 ・島原病院 (254床) 	八女市、八女郡（立花町・広川町・黒木町・星野村・矢部村）の1市3町2村が開設する診療圏人口約10万人の八女地方の病床数330床の病院と介護老人保健施設も経営
全部適用導入日	平成16年4月1日	平成18年4月1日
全適を選択した理由	慢性的な赤字体質と機能の硬直化の改善を目的に「民間で出来ることは民間に任せ、県が担う機能と特化」するため	<ul style="list-style-type: none"> ・経営責任の明確化 ・人事給与制度改革 ・変化が多い病院政策のスピーディーに対応するため
全適導入の成功の有無	成功した	成功した
成功した理由	病院改革が実現できたから	戦略的に経営展開が行う事ができた <ul style="list-style-type: none"> ・H18年 リハビリ政策、人工透析の拡張、院内保育所開設 など ・H20年 救急病棟開設、看護基準7対1、緩和ケア病棟建設 など
経営状況の変化	大きく改善できた	大きく改善できた
一般会計繰出金について	全適移行から減った <ul style="list-style-type: none"> ・19年決算：収益的収入比率18.8% ・15年：22億円 ・20年：14億円（▲8億円 36%削減） 	変えていない、今後も変える予定はない <ul style="list-style-type: none"> ・年額 5億数千円
人件費（給与費）比率	全適移行から減った <ul style="list-style-type: none"> ・精神医療センター H15：163.8% → H19：129.2% ・島原病院 H15：59.2% → H19：57.1% ※給与体系の見直しで年間2億5千万削減	変えていない <ul style="list-style-type: none"> ・移行前は50から47%、現在の人件費比率が43% ・50歳代の賃金を引き下げて若手を引き上げた
移行事務担当部署	福祉保健部県立病院経営班 ※H16年に病院局を発足	病院総務課 人事給与制度改革の設計業務コンサルに委託
移行作業期間	1年4ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> ・H12年12月：県議会から「行財政改革意見書」の提出 ・H13年2月：「県行政システム改革大綱」を作成 ・多良見病院を結核病床の確保に配慮しつつ民間又は他の医療機関への譲渡も含めてあり方を検討 ・島原病院と大村病院の経営健全化の推進 ・H14年6月：「長崎県立病院運営検討懇話会」からの意見書提出 ・H14年11月：「県立病院改革の基本方針」の策定 	1年1ヶ月 <ul style="list-style-type: none"> ・H17年3月：一組議会全協にて病院側より全部適用を提案 ・H17年12月：構成市町村議会にて全部適用への規約改正を議決 ・H18年4月：全部適用

移行作業 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・H16年4月：地方公営企業法の全部適用も実施 ・H17年4月：多良見病院を日本赤十字社へ経営委譲 	
組織体制		一部事務組合長（八女市長）から企業長（前院長）へ経営責任が移った。
病院例規 集作成	福祉保健部県立病院経営班が病院独自のものを作成	病院総務課で病院独自のものを作成 「公立八女総合病院企業団例規集」
議会での 反応	反対意見はない	特に否定的な意見はない ・構成村議会全員協議会では不採算医療の切り捨てにつながるのではないかとこの意見があった。
議会等の 対応	本会議：病院事業管理者 委員会：病院事業管理者、病院局長、経営管理課長	一部事務組合議会であるため、企業長、副企業長、看護部長、事務部長以下各課長が出席。
全部適用 に関して 整備した 条例と規 定	<ul style="list-style-type: none"> 条例 長崎県病院事業の設置等に関する条例 条例 長崎県病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例 条例 長崎県病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 規則 長崎県病院局主要職員の指定に関する規則 規則 地方公営企業法第39条第2項の規程に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則 規程 長崎県病院局組織規程 規程 長崎県病院局職員の記章に関する規程 規程 長崎県病院局決裁規程 規程 長崎県病院事業管理者の職務を行う職員を指定する規程 規程 長崎県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程 規程 長崎県病院局文書取扱規程 規程 長崎県病院局公印規程 規程 長崎県病院局行政手続等における情報通信の利用に関する規程 規程 長崎県病院事業管理者が行う公文書の開示に関する規程 規程 長崎県病院局就業規程 規程 長崎県病院局職日直規程 規程 長崎県病院局職員の職務発明等に関する規程 規程 長崎県病院局被服貸与規程 規程 長崎県病院局職員給与規程 規程 長崎県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程 規程 長崎県立病院管理規程 規程 長崎県病院事業の設置等に関する条例施行規程 規程 長崎県病院局財務規程 規程 長崎県病院局行政財産目的外使用料徴収規程 規程 長崎県病院局公舎管理規程 	<ul style="list-style-type: none"> 規約 公立八女総合病院企業団規約 条例 公立八女総合病院企業団病院事業及び介護老人保健施設事業の設置等に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団公告式条例 条例 公立八女総合病院企業団議会の定例会の回数を定める条例 条例 公立八女総合病院企業団議会特別委員会条例 条例 公立八女総合病院企業団監査委員条例 条例 公立八女総合病院企業団個人情報保護条例 条例 公立八女総合病院企業団条例の用語等の統一に関する措置条例 条例 公立八女総合簿巻員企業団職員定数条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の再任用に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の定年に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団職員の育児休業等に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 条例 公立八女総合病院企業団企業長の給与等に関する条例

全部適用 に関して 整備した 条例と規 定	規程 長崎県病院局医師職員給与規程	条例 公立八女総合病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
	要領 長崎県病院局職員証明書取扱要領	条例 公立八女総合病院企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
	要綱 育児休業代替職員の採用に関する要綱	条例 公立八女総合病院企業団使用料及び手数料等に関する条例
	要綱 長崎県病院局非常勤職員設置要綱	規則 公立八女総合病院企業団組織規則
	要綱 長崎県病院局臨床研修医受入要綱	規則 公立八女総合病院企業団表彰規則
	要綱 管理型臨床研修病院（長崎医療センター）に在籍する臨床研修医受入要綱	規則 公立八女総合病院企業団議会会議規則
	要綱 長崎県病院局臨時職員取扱要綱	規則 公立八女総合病院企業団議会傍聴人取締規則
	要綱 県立病院非常勤看護職員住宅助成要綱	規則 公立八女総合病院企業団外務規則
	要綱 県立病院職員の研修及び研究に関する要綱	規則 公立八女総合病院企業団職員の職の設置に関する規則
	他 長崎県病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について	規則 公立八女総合病院企業団顧問の職の設置に関する規則
	他 慶弔関係措置基準	規則 公立八女総合病院企業団における政治的行為の制限を受ける職を定める規則
	他 医療事故公表基準	規則 公立八女総合病院企業団企業長職務代理者規則
	他 長崎県病院局職員旧姓使用取扱要綱	規則 公立八女総合病院企業団庁舎管理規則
	他 長崎県病院局医師職員の人事評価の実施に関する要綱	規則 公立八女総合病院治療審査委員会規則
	他 本局への定例報告等	規則 公立八女総合病院放射線障害予防細則防災管理規則
	他 長時間にわたる時間外労働を行った職員に対する面接指導等について（通知）	規則 公立八女総合病院企業団個人情報保護条例施行規則
		規則 公立八女総合病院企業団規則の用語等の統一に関する措置規則
		規則 公立八女総合病院企業団公印規則
		規則 公立八女総合病院企業団職員採用に関する規則
		規則 公立八女総合病院企業団職員条件付採用に関する規則
	規則 公立八女総合病院企業団人事考課規則	
	規則 公立八女総合病院企業団職員の職務等級に関する規則	
	規則 公立八女総合病院企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規則	
	規則 公立八女総合病院企業団職員の育児休業等に関する規則	
	規則 公立八女総合病院企業団職員の宿直勤務に関する規則	
	規則 公立八女総合病院企業団寄宿舎規則	
	規則 公立八女総合病院企業団職員宿舍貸与規則	
	規則 公立八女総合病院企業団院内保育所規則	
	規則 公立八女総合病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	

<p>全部適用 に関して 整備した 条例と規 定</p>		<p>規則 公立八女総合病院企業団職員の給与に関する規則 規則 公立八女総合病院企業団職員の旅費に関する規則 規則 公立八女総合病院企業団職員退職手当支給規則 規則 公立八女総合病院企業団病院事業及び介護老人保健施設事業財務規則 規則 公立八女総合病院企業団契約規則 規程 公立八女総合病院企業団職員表彰規程 規程 公立八女総合病院名誉院長に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団事務決裁規程 規程 公立八女総合病院放射線障害予防規程 規程 電気工作物の維持・保安業務に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団文書管理規程 規程 公立八女総合病院企業団規程の用語等の統一に関する措置規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の昇格及び降格等に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団苦情処理共同調整会議規程 規程 公立八女総合病院企業団職員病気療養休暇等の取扱いに関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員扶養手当支給規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の住居手当支給に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員通勤手当支給に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の特集勤務手当に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の管理職手当に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の職務手当に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の期末手当支給に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員の業績手当に関する規程 規程 公立八女総合病院企業団職員被服規程 規程 公立八女総合病院企業団職員等の旅費に関する施行規程 規程 公立八女総合病院企業団職員地職手当支給の一時差止処分に関する規程</p>
--	--	---

管理者選任方法	県知事が、元国立長崎医療センターの院長を指名	構成市町村長の共同任命により病院長を選任
組合関係	全部適用に関する県立病院改革交渉として5回の交渉を経て妥結	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉、窓口交渉で合意を得た ・一部事務組合立の病院単独労働組合（自治労）で変化はない。
給料表	給与構造の改革を実施（給与表切替△4.8%） 級別標準職務表見直しと級別定数の導入	全部適用前と同じ給料表を使用
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・全部適用は、経営改善に対する有効な組織なので、ぜひとも実行する価値はある。 ・県庁が決る給与制度の改革であったが、病院局が全部適用で実施した後、県庁も病院局の方法にならって制度改正を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全部適用に移行と同時に新給与体系に移行しないと全適の効果が無い ・人事や物品購入に関する規則も病院オリジナルで作成が必要 ・企業管理者の強い意志が必要 ・改革から運用まで考えると企業管理者は複数年の継続雇用が必要 ・病院事務は、外部から中途採用が有効

地方公営企業法全部適用運営団体の文書調査結果一覧

No.1

	近江八幡市立総合医療センター（滋賀県）	海南市民病院（和歌山県）
現状	一般病床 403床 感染症病床 4床	一般病床 167床
全部適用導入日	平成16年4月1日	平成16年2月1日
全適を選択した理由	・権限と責任の明確化 ・職員間に独立企業体意識が確立される ・病院運営において柔軟かつ迅速な対応が可能	・経営責任の明確化 ・機動性・迅速性を発揮
全適導入の成功の有無	判断できない	成功したと思う
成功した理由	—	・各診療科スタッフのモチベーションの向上 ・収支状況の改善
経営状況の変化	変わらない	大きく変わった
一般会計繰出金について	全部適用前と同じ 233,000千円	全部適用前より増えた (収益的収入に占める割合 13%)
人件費（給与費）比率	全部適用前と変わらない	減った (医業収益に占める割合 11%)
移行事務担当部署	事務部総務課総務グループ	本庁総務課、病院事務局
移行作業期間	約3年 ・H13.5.9：福知山市民病院視察 ・H13.7.25：市立佐野病院視察 ・H.13.10.2：全部適用関係課打合せ ・H15.5.15：岡山市立市民病院視察 ・H15.7.10：病院職員組合との協議（初回） ・H15.7.11：市総務課等との協議（初回） ・H15.7～8：条例及び規程等の改正にかかる協議及び調整/職員組合との労働協約等について協議 ・H15.9～11：条例及び規則等改正に伴う条文作成/市総務課及び職員課等との協議/組合協議/法規審査会 ・H15.12：12月議会に議案上程 ・H16.1：事業管理者の選任 ・H16.4：全部適用施行	約4ヶ月 ・H15.2：議会へ条例改正 ・H16.2.1：管理者就任
組織体制	別紙のとおり 全部適用前と大きな変更なし（職員定数も全部適用による変更はなし）	未記入
病院例規集作成	事務部総務課総務グループで独自のものを作成	持っていない
議会での反応	未記入	特に否定的な意見はない

議会等の対応	全て：病院事業管理者、病院長（現在、病院長が管理者職務代理）、事務長	全て：病院事業管理者、事務長
全部適用に関して整備した条例と規定	条例 病院事業の設置等に関する条例 条例 病院事業管理者の給与等に関する条例 条例 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例 条例 看護師等修学資金貸与条例（一部改正） 条例 病院事業使用料及び手数料条例 規程 病院事業管理者に事故があるとき、又は欠けたときの職務代理者を定める規程 規程 病院事務事業決裁規程 規程 病院事務事業文書取扱規程 規程 病院企業職員の地方公営企業第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則 規程 病院企業職員の任免規則 規程 病院企業職員給与規程 規程 病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程 規程 病院企業職員の特殊勤務手当支給規程 規程 病院企業職員の旅費に関する規程 規程 病院企業職員の職名に関する規程 規程 病院企業職員の安全衛生管理に関する規程 規程 病院職員就業規程 規程 病院事業契約規程 規程 病院事業の管理運営に関する規程 規程 病院公印規程 規程 病院企業職員の採用試験及び選考に関する規程 規程 病院事業引当金に関する規程 規程 病院事業会計規程 規程 病院企業職員被服貸与規程 規程 市民病院保育所設置規程 規程 市民病院看護師寮管理規程 規程 看護師等修学資金貸与条例施行規程	—
管理者選任方法	開設者の指名により病院長を選任	開設者の指名により市職員
組合関係	労働協約の締結（移行作業期間参照）	申し出を提出、関係良好
給料表	全部適用前と同じ給料表を使用	H17.4.1 行政職Ⅰ表から医療職Ⅱ表及びⅢ表へ切替

	尾道市公立みつぎ総合病院
現状	一般病床 192床 療養 48床 (療養管理型)
全部適用導入日	平成15年4月1日
全適を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・全部適用前から病院長は開設者から全適に近い権限委譲を受けていたが、合併問題が浮上し全部適用に移行した。 ・当院の理念を基本に病院運営を行うため ・健全経営の安定維持を図るため
全適導入の成功の有無	成功したと思う
成功した理由	H17.3.28 1市2町による合併(2町を吸収合併) ・事業管理者の権限により、行政にとらわれることなく病院独自の運営が可能
経営状況の変化	大きく変わった
一般会計繰出金について	全部適用前と同じ
人件費(給与費)比率	全部適用前と比べ減った (医業収益に占める割合 △1.2%)
移行事務担当部署	病院事務局 総務人事課
移行作業期間	約3ヶ月 ・H15.1.28:議会で議決 ・H15.4.1:全部適用実施
組織体制	別紙のとおり 病院及び保健福祉施設9施設を組織
病院例規集作成	持っていない
議会での反応	協力的 H15.3.24 議会が当院の基本理念としている「地域包括ケアシステムの充実と継続」に関する決議をして病院を支える体制づくりを強化した。
議会等の対応	本会議:病院事業管理者 委員会:病院事業管理者、事務部長
全部適用に関して整備した条例と規定	—
管理者選任方法	開設者の指名により医師である病院保健医療福祉管理者を選任(病院長ではない)
組合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・町職労から脱退 ・町職労を脱退した後、町職労の上部団体である自治労からも脱退 ・自治労脱退後、労働協約締結者である職員の会を結成
給料表	全部適用と同時に専用の給料表を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉職給料表導入 ・人事考課制度導入

自治体病院における経営形態一覧

No.1

経営形態	地方公営企業 (全部適用)	指定管理者	地方独立行政法人	
			特定地方独立行政法人 (公務員型)	一般地方独立行政法人 (非公務員型)
概要	事業管理者を設置し、職員の任免・給与等の身分取扱い、予算原案の作成などの権限が開設者から委譲され、事業管理者による自立的で効率的な事業運営を可能とするもの	公の施設の管理を民間事業者等に行わせる経営形態のものも地方公営企業(全部適用)	市の出資により設立され、市の運営に準ずる公共性を確保しながら、地方独立行政法人の長に広範な権限行使を認めることで経営責任の明確化を図るもの	
			職員の身分は公務員	職員の身分は非公務員
市の関与	<ul style="list-style-type: none"> 市長は当該地方公営企業業務の執行について必要な指示をすることができる 市長は予算の調製権を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 市が定めた中期目標に基づき法人が作成した中期計画を、市が認可する。この中期計画及び年度計画に基づき事業を実施することから、市の一定の関与が確保される 事業実施中においても、中期目標の変更、中期計画の変更命令及び市長の是正命令を行うことができる 市の附属機関として地方独立行政法人評価委員会を設置し、法人の業務実績の評価を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 市は随時、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理に関し報告を求め、実施について調査、または必要な指示を行うことを協定に定めることにより、市の一定の関与は確保される
	課題			<ul style="list-style-type: none"> 市の関与が協定の範囲内に限定される
市民のための政策医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 市の組織であり、市長に一定の権限が留保されていることから、継続かつ安定的な政策医療の提供が可能 政策医療の提供に必要な経費は市から繰出金として措置される 	<ul style="list-style-type: none"> 市の定める中期目標に基づき事業を実施することから、継続かつ安定的な政策的医療の提供が可能 また、施策の変更に応じて中期目標を変更することにより、中期目標期間中であっても施策を営に反映させることが可能 政策医療に必要な経費は、市から運営費負担金として措置される 		<ul style="list-style-type: none"> 協定により政策医療の実施を義務付けることは可能
	課題			<ul style="list-style-type: none"> 政策医療を提供することが可能な事業者の確保の懸念 指定管理者が協定の変更

	課題				<p>に応じない場合等、柔軟な施策の反映についての懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者自身の経営破たんや違法行為による業務停止等による政策医療提供の中段等の懸念
運営の自立性	利点	<ul style="list-style-type: none"> 市の組織であるが、専任の事業管理者が設置され、組織の設置や職員の任免・給与等の人事に関する権限、予算原案の作成、契約締結の権限が付与される 起債により、自立的運営のための資金調達が可能 	制度的制約は少なく、中期計画の範囲内で、理事長に広範な権限が付与される		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者に広範な権限が付与される
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 病院事業管理者に一定の権限が付与されるが、職員定数、予算年度、契約制度において地方自治法及び市制度の制約があり、実質的に限定される 	<ul style="list-style-type: none"> 長期借入先が市に限定されており、一定の経営上の制約を受ける 		
人事管理	利点	<ul style="list-style-type: none"> 事業管理者が人事権を有するため、経営に必要な人材の採用等を行いやすい 争議権の行使が認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の経営判断により、経営に沸様な人材を確保することができる 争議権の行使が認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の経営判断により、経営に必要な人材を確保することができる 民間病院等との人事交流が容易になり、人材及び研修機会の確保ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 「現任の職員の優先雇用」を指定管理者の条件とすることは可能
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法及び地方公営企業法等労働関係法による制約、並びに市長の調整権限の行使により、現実的には独自の人事管理は困難 地方公務員法による制約により、民間病院等との人事交流が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理及び市であれば人事委員会が所管していた任用のための組織を新設する必要がある 地方公務員法による制約により、民間病院等との人事交流が困難である 	<ul style="list-style-type: none"> 人事管理及び市であれば人事委員会が所管していた任用のための組織を新設する必要がある 争議権の行使が認められている 	<ul style="list-style-type: none"> 医師及び看護師が大量退職により、高度な医療の継続に懸念（先行事例として現実に発生） 争議権の行使が認められている

経営形態比較

	地方公営企業法の全部適用	指定管理者制度（公設民営）	地方独立行政法人
概要	地方公営企業法の全部適用は、同法の規定により、病院事業に対し財務規定等の一部適用のみならず、同法の規定の全部を適用するものであり、これにより事業管理者に対し、人事、予算、契約の締結等に係わる権限が付与される。	指定管理者制度は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせる制度であり、民間の医療法人等（日本赤十字社等の公的医療機関、大学病院、社会医療法人等を含む）を指定管理者として指定することにより、民間的な経営手法の導入が期待されるものである。	地方独立行政法人は、公共の見地からその地域において、確実に実施される必要のある事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できない恐れがあるものを効率的、効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人である。病院事業を行う地方独立行政法人は公営企業型といわれ、また、職員の身分により特定（公務員型）と一般（非公務員型）の2種類ある。
特徴 メリット 及 デメリット	財務だけでなく、人事、予算、契約の締結に係わる権限が付与され、従来の公設公営の形態を維持しつつ、一部適用と比べて自立的な経営が可能となることが期待される。しかしながら、例えば医師の年俸制導入や病院職員の給与体系・水準の見直し等、全部適用で付与された権限を実際の病院経営に反映させた事例はほとんどないのが現実である。また、全部適用においても定数条例の縛りがあり、自由な職員採用によるタイムリーな診療報酬施設基準の取得ができない等、経営の自由度は地方独立行政法人化に比べると限定的であり、また、有能な事業管理者の確保が大きな課題である。全部適用による経営効果が発揮されない場合は、地方独立行政法人等、更なる経営形態の見直しに向かうことになる想定される。	人材確保や病院運営に係わる公共の業務負担がなくなり、前述の経営形態よりも指定管理者（事業者）の病院経営の最良自由度は拡大できる。反面、適切な事業者の選定、事前に自治体の要求する医療水準と事業者が提供可能と考える医療水準の調整（特に中小病院）、地方公共団体と事業者との適切な負担区分とリスク管理等が課題である。 利用料金制をとる場合に、地方財政措置が指定管理者側に反映しない場合があり、医療体制や救急体制等が縮小になっていく事態が生じている。	財務、職員定数、人事、予算、契約等の面で地方公営企業法の全部適用よりも、自立的・弾力的な経営が可能となり、中期経営計画と定期的な法人業績評価等により、権限と責任の明確化に資することが期待される。 デメリットとしては、法人の設立に一定の手続きに時間がかかり、全部適用と同様に有能な経営者の確保が課題である。出資や長期借入金は、地方公共団体に限定されているため、財政的基礎の確保の点では実質的には公設と同じであり、一定の経営上の制約を受ける。
最近の動き	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業法の全部適用上での経営体質改善の可否は事業管理者の経営手腕次第 短期借入の際の信用保証が担保されている 平成12年以降急激に増加した地方公営企業法の全部適用は外枠を変えただけに過ぎないものなので効果なしと考えられることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体病院の管理・運営を民間業者に委託する指定管理者制度、平成15年の制度施行以来3年を経て医療法人が委託される事例も誕生 実質的な民間への管理委託は少数だが、今後は真の民間譲渡が進可能性も高い 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方独立行政法人化」を望む自治体病院は非公務員型が主流

